

目 次

- 1 定期監査（10月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 1
 - ・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
 - ・選挙管理委員会

- 2 定期監査（11月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 19
 - ・市民部(税務課、生活環境課、廃棄物対策課)
 - ・大和庁舎(市民サービス課)
 - ・三橋庁舎(市民サービス課)

- 3 定期監査（12月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 35
 - ・建設部(建設課、まちづくり課、国土調査課、下水道課、区画整理推進室)

- 4 定期監査（1月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 51
 - ・教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)
 - ・小学校（有明小学校）

- 5 定期監査（2月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 68
 - ・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)

- 6 定期監査（3月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 88
 - ・産業経済部(商工ブランド振興課、農政課、水路課、水産振興課、観光課)
 - ・農業委員会

- 7 定期監査（4月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 110
 - ・消防本部
 - ・教育部(生涯学習課)

柳川市監査委員告示第1号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成28年10月に実施した総務部（人事秘書課、総務課、企画課、財政課、安全安心課）、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年1月26日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 近藤 末治

28柳人秘第1912号
平成28年12月28日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(総務部人事秘書課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年11月30日付け、28柳監査第209号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部人事秘書課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員研修の旅費について、支給すべき交通費の一部を算入せずに支給しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 旅費計算で電車代と地下鉄代の往復料金を誤って加算しなかったことによるものと、その後の決裁・審査においても、チェックがきかず、そのまま支出されてしまったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 1月分の旅費の支払い時に追加で支給するよう処理しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、担当者のうっかりミスがないことはもとより、支出命令の決裁ラインの職員も万一のミスに対してチェックが働くよう気を引き締めて事務処理にあたります。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 職員の時間外勤務手当について、時間外勤務申請（命令）書への記載が重複していることに気づかず、そのまま算定し支給しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 申請者本人が誤って重複記載し、所属課決裁も誤りに気付かず、人事秘書課担当者も誤りに気付かず命令時間を押印し、人事秘書課の決裁もチェックがきかず、そのまま支給されてしまったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 誤って重複支給していた時間外手当を12月給与で減額の調整を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、担当者のチェックミスがないことはもとより、決裁ラインの職員も万一のミスに対してチェックが働くよう気を引き締めて事務処理にあたります。</p>

指摘事項 (2) 契約事務						
ア 大関琴奨菊関優勝祝賀水上パレード・優勝報告会に伴う柳川橋への幕設置及び撤去業務の委託契約について、予算額を超過した予定価格の設定が行われている。						
<table> <tr> <td>予算額</td> <td>156,600円</td> </tr> <tr> <td>予定価格</td> <td>162,000円（入札書比較価格×1.08）</td> </tr> <tr> <td>入札書比較価格</td> <td>150,000円</td> </tr> </table>	予算額	156,600円	予定価格	162,000円（入札書比較価格×1.08）	入札書比較価格	150,000円
予算額	156,600円					
予定価格	162,000円（入札書比較価格×1.08）					
入札書比較価格	150,000円					

措置等の内容

1 原因

税込みで 150,000 円程度の予定価格にしていたところを、入札書比較価格に 150,000 円（税別）と記載したため、誤って予定価格に 162,000 円（税込み）と記載したものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

契約事前伺書を決裁権者において訂正しました。なお、実際には予算額を超える契約にはなっていないため支障はあっておりません。

3 再発防止策の内容

今後は、予算額に充分注意して予定価格調書を記載するよう気を引き締めて事務処理にあたります。

28柳総務第2425号
平成28年12月22日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(総務部総務課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年11月30日付け、28柳監査第209号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部総務課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 調定決議書の作成にあたり、収入科目を誤り雑入に収入すべき情報公開資料代を地縁団体関係証明書交付手数料の科目に収入している。
措置等の内容
<p>1 原因 調定決議書作成時、公簿等謄写手数料にすべきところを地縁団体関係証明書交付手数料に誤って作成してしまった。決裁時、確認不足であった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 当該指摘事項に係る160円を、地縁団体関係証明書交付手数料から公簿等謄写手数料に収入更正を行った。</p> <p>3 再発防止策の内容 調定決議書作成の際には、決議書及び領収済通知書の種別・内訳の確認を再度行う。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 防犯灯設置補助金に係り下記のものがある。 ① 交付決 定の起案文書に財政課の合議がない。 ② 補助金 交付申請書に添付された請求書及び領収書に日付の記入がない。 ③ 防犯灯 設置承認申請書に行政区防犯灯総数やLED灯数の記入がない。
措置等の内容
<p>1 原因 ① 申請書及び決裁起案書は、複数の行政区をまとめて、回覧し決裁を受けるので、その際決裁漏れが生じたものと思われます。 ② 添付書類の確認ミスです。 ③ 平成28年度より行政区防犯灯総数にもとづき、行政区ごとの取替え可能数を決定することとしております。 したがって、取替え時の申請書提出の際は、行政区防犯灯総数欄への記入は必須事項であり、書類受付時の確認ミスです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 ① 後日、財政課の合議をいただきました。 ② 区長に依頼し、日付記載の請求書及び領収書と差し替えを行っていただきました。 ③ 区長に該当箇所についてヒアリングを行い記入しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 ① 回覧後に、決裁もれの確認を徹底します。</p>

②・③ 防犯灯設置補助金にかかる書類受付時は、必須事項の記入および添付書類の確認を徹底し、行政区長に対しても防犯灯補助制度についての周知を図ります。

指摘事項 (2) 支出事務

イ 総務課内に事務局がある「柳川市交通安全推進協議会」を交付先とする柳川市交通安全推進協議会補助金について、下記のものがある。

- ① 平成 27 年度の実績報告書が収受処理も供覧もされることなく、協議会綴りに綴られている。
- ② 平成 27 年度の協議会に係る収入及び支出伝票が協議会会計綴りから抜き取られ、担当者により個人的に保管されている。
- ③ 平成 28 年度分の交付決定起案文書に、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」に基づく、財政課合議がない。

措置等の内容

1 原因

- ① 柳川市交通安全推進協議会としての業務と柳川市としての業務の混同があり、書類についても整理されていませんでした。
- ② 平成 28 年度の資料を作成する際の参考資料とするため、職員個人の参考資料の綴りに挟んだ状態にしていました。
- ③ 事務上の確認ミスです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

- ①②該当資料については柳川市交通安全推進協議会と柳川市として業務の整理を行ったうえで、それぞれの所定の保存場所へ保存しました。
- ③後日、財政課の合議をいただきました。

3 再発防止策の内容

業務の混同を防ぐためのマニュアルを作成し、適切な事務処理、書類保存について係内で情報共有を徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務

ア 物品売買契約書について、下記のものがある。(前年度注意事項)

- ① 契約保証金を「市契約事務規則第 29 条の規定により免除」としているが、適用号数の記入がない。
- ② 支払遅延に対する遅延利息の率が政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。

措置等の内容

1 原因

前年度契約書を上書き修正する形で契約書を作成しましたが、該当する 2 箇所については、いずれも修正すべきところを修正せずに前年度のまま作成していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
次年度の契約に向けて、①の適用号数については「第 29 条第 3 号の規定により免除」、②の遅延利息の率については「2.8%」に元データを修正しました。
3 再発防止策の内容
新年度の契約書を作成する際に使用する元データについて、上記箇所を含む要確認箇所について、文字色を変えることにより、作成時に確認の徹底を行います。

指摘事項 (3) 契約事務
イ 市が管理する防犯灯の修繕について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由や根拠規定及び業者選定理由の記載がなく、また予定価格の設定が行われていない。
措置等の内容
1 原因
起案文書作成の際の確認ミスです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
今後、随意契約締結の際は、起案文書への随意契約の理由や根拠規定及び業者選定の理由の記載や予定価格の設定について、あらためて係内で意思統一を行いました。
3 再発防止策の内容
随意契約締結時は、起案文書へ その理由、根拠規定、業者選定の理由を記載し、予定価格を設定することを起案者および決裁者で徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
ウ 平成 28 年度防災訓練に係り締結された下記の契約について、予定価格の設定や見積書の徴取が行われていない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒壊家屋作成等業務委託契約 ・ 平成 28 年度防災訓練会場における 1 トン土のう作成等業務委託契約 ・ 平成 28 年度防災訓練会場整地業務委託契約
措置等の内容
1 原因
いずれの業務も「災害時における防災活動等の協力に関する協定」にもとづき、柳川市建設業協会に委託、実費費用を支払ったものであり、予定価格の設定を行っておりませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
今後、予定価格の設定や見積書の徴取について、あらためて係内で意思統一を行いました。
3 再発防止策の内容
随意契約締結時は、予定価格の設定や見積書の徴取について起案者および決裁者で徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
エ 法律顧問業務委託契約に係り見積書の提出を依頼してるが、市側の仕様書に委託料の額を明示しており不適切である。
措置等の内容
<p>1 原因 従来、額を明示していない仕様書で見積書の提出を依頼していたが、今年度、誤って額を明示した見積書を作成し、提出依頼をしてしまった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 今後は、従来使用していた額を明示していない仕様書を使用する。</p> <p>3 再発防止策の内容 従来使用していた額を明示していない仕様書を使用する。</p>

28柳企画発第577号
平成28年12月19日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(総務部企画課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年11月30日付け、28柳監査第209号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部企画課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 福岡県知事あての県広報紙配布委託金の請求書は3月3日付けだが、これに係る調定決議書の起案は3月29日と遅れている。
措置等の内容
<p>1 原因 請求書を出した時点で調定を行うべきであったが、失念したまま3月末に収入の確認を行った際に調定をしていないことに気づき、調定を行ったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 課内職員で財務規則を確認し、事務の処理について今回の誤りの確認と正しい処理の共通理解を図った。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市財務規則第25条（調定の時期）を課内職員で確認し共通理解をした上で、今後このようなことのないよう、請求書発出と同時に調定決議書を起案するよう事務担当者への指導を行った。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 「全国町・字ファイル」の保守及びメンテナンスデータの提供に係る契約書について、納入遅延の違約金及び支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 28年度契約書を作成する際に、契約日から適用される利率を確認せず、前年度の利率が記載されたまま契約してしまった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 契約書を作成するにあたっては、変更箇所（変更があるかもしれない箇所）を確実にチェックするよう課内職員に周知した。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書を作成するにあたっては、前年度の契約書文面を流用して作成することも多いことから、特に日付、金額、利率、相手方（特に代表者）名称等確認するよう、徹底を図った。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 下記の契約について、予定価格の設定や見積書の徴取が行われていない。

<ul style="list-style-type: none"> ・柳川市ウェブサイト運営保守業務委託契約 ・柳川市公式ウェブサイト Web サーバクラウドサービス委託契約
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>予定価格の設定が必要という意識がなかったため、予定価格の設定とあわせ見積書の徴取を怠ってしまったもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>課内職員において契約事務の流れを再度確認した。その上で事務契約担当者に対して予定価格設定の事務手続き等の指導を行った。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>課内職員で契約事務の流れを再確認し、今後はこのようなことがないように、契約時は、予定価格の設定や見積書の徴取を徹底する。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ウ 柳川市公式ウェブサイト運営保守業務委託契約に係る作業範囲について、「年間の合計金額は 685,584 円（税込）の業務内容とする。」と記載されているが、どのような作業が含まれるのか契約書等に記載がなく確認できない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>運営保守業務については、「柳川市公式ウェブサイト運営保守業務報告書」を業者から提出してもらっており、その中で作業内容を確認できていたため、細かな作業内容まで契約書に記載していなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>今回の指摘を受け、契約書作成にあたっては業務内容が把握できるように作成する必要があることを課職員に周知徹底した。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>課内で今回の指摘内容を周知徹底するとともに、次年度からは具体的な作業内容を、「運用・保守に関する仕様書」の中に盛り込むようにする。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>エ 平成 28 年度 IC カード標準システム保守契約について、受託業者から「再委託先届出書」が提出されているが、收受処理も供覧もされていない。</p> <p>また、再委託については、契約書において、書面等により委託者の承認を得ることとされているが、書面等での承諾もされていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>「委託業者による文書での再委託届出書の提出で可」とした判断の誤りによるもの。</p>

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

課内職員で誤りの原因を確認し、再発防止のため共通理解を図った。また、遅れたが「再委託先承諾書」を起案し、決裁の上、委託業者に交付した。

3 再発防止策の内容

契約書等の内容については細部まで理解しておく、また、送付されてきた文書は必ず供覧することを課内職員に徹底を図りました。

28柳財第767号
平成28年12月16日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(総務部財政課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年11月30日付け、28柳監査第209号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部財政課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 平成 28 年 4 月 14 日付けで起票されたふるさと寄付金の調定決議書を、会計管理者に通知しないまま保管している。 また、決裁日の記入がない。
措置等の内容
1 原因 担当者の確認ミス
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘を受け、決裁日を記入し、会計課に通知した。
3 再発防止策の内容 定期的に書類を一括でチェックする機会を設ける。

指摘事項 (2) 支出事務
ア ふるさと寄付金への返礼品の内、宿泊券については、使用後にその代金が請求されることとなっている。宿泊券の有効期限は発券後 1 年間とされているため、翌年度の支出となるものがあるが、これに係る債務負担行為が設定されていない。
措置等の内容
1 原因 宿泊券は、使用された月に物品購入伺いを起案している。財政課としては、この起案日に債務が発生するものと考えていたため、翌年度の債務負担行為を設定していなかった。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』 現在の財務事務の運用とふるさと納税の実態が乖離している部分がある。このため、委託料での支払いなどを含め、今後どのように運用していくのかを検討していく。
3 再発防止策の内容 現在の財務事務の運用とふるさと納税の実態が乖離している部分がある。このため、委託料での支払いなどを含め、今後どのように運用していくのかを検討していく。

指摘事項 (3) 契約事務
ア 平成 28 年度の柳川庁舎電話交換機再リース契約について、平成 28 年 3 月 31 日に契約締結している。平成 28 年度の予算執行が可能となるのは平成 28 年 4 月 1 日からであるため、3 月 31 日に契約締結することはできない。 また、この契約に係る見積書について、電子メールにより受信し、原本を徴取していない。

措置等の内容	
1	原因 柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を適用できる条件であったため、4月1日より以前に契約締結できると勘違いしていたことによるもの。
2	措置内容の概要 措置の状況『未措置及び措置済』 契約締結後の契約締結日の訂正はできないため。 見積書については、原本を改めて徴取した。
3	再発防止策の内容 次年度からの契約より契約締結日を4月1日に契約締結する。また、見積書については、原本の徴取を行う。

指摘事項 (3) 契約事務	
イ	ふるさと寄付金へのお礼品の購入に係る物品売買契約書について、納品場所は「柳川市財政課」とされているが、実際には納入業者が直接寄付者への発送までを行っており、契約実態に合っていない。
措置等の内容	
1	原因 現在の財務事務の運用とふるさと納税の実態が乖離している部分があるため
2	措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』 現在の財務事務の運用とふるさと納税の実態が乖離している部分がある。このため、委託料での支払いなどを含め、今後どのように運用していくのかを検討していく。
3	再発防止策の内容 現在の財務事務の運用とふるさと納税の実態が乖離している部分がある。このため、委託料での支払いなどを含め、今後どのように運用していくのかを検討していく。

28柳選管第768号
平成28年12月5日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市選挙管理委員会委員長 山田 孝一

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年11月30日付け、28柳監査第209号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務
ア 選挙人名簿登録制度の見直しに伴うシステム改修業務について、「事前作業着手依頼書」により業務を発注し、契約事前伺い等の契約事務を事後的に行っている。
措置等の内容
1 原因 現在使用している電算システムに関連しての改修であり、本市のシステムを開発した業者でなければ改修ができなかったため「事前作業着手依頼書」により業務を発注した。
2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 このシステムの改修は終了しており、遡及しての事務の遂行ができない。
3 再発防止策の内容 今後、特定の業者によらなければサービスの提供を受けることができないといった業務委託等が発生した場合には、事前作業着手依頼書にそうした理由を述べて決裁を受けるなり、あるいは着手前に契約事前伺いを行う等、事後処理的な事務とならないよう、注意を払うようにする。

柳川市監査委員告示第4号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成28年11月に実施した市民部（税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課）、大和庁舎（市民サービス課）、三橋庁舎（市民サービス課）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年2月28日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

28柳税務第1034号
平成28年12月28日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(市民部税務課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年12月28日付け、28柳監査第230号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部税務課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員が旅行命令による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>4つの案件が申請洩れと指摘されました。うち、H28.9.2の分は緊急(クレーム対応)での旅行となったことが原因です。他の3件を含め、旅行命令書への記載を忘れていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>該当職員に対し旅費を支給しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>職員に対し、必ず氏名、行き先、理由等を旅行命令書に記載した上で、命令権者の決裁を受けてから旅行するよう注意しました。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
<p>イ 下記の契約書について、柳川市を発注者、相手方を受注者として契約しているが、同契約書の仕様書では甲乙と表記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税ファイリングシステム保守業務契約書 ・国税連携システム保守業務契約書
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>契約相手先仕様の契約書であったため、契約書本体と仕様書との突合を怠っていました。「甲」「乙」に統一すべきでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』</p> <p>すでに契約締結済のため、来年度以降の契約から指摘の点について反映させたいと思いません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>税務課で取り扱う全契約書において、誤字脱字がないか、内容について整合性、合理性が確保されているか等について確認を徹底します。</p>

28柳生環第1455号
平成29年1月17日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(市民部生活環境課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年12月28日付け、28柳監査第230号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部生活環境課

指摘事項 (1) 収入事務	
ア 現金領収書について、連続番号を重複して付しているものがある。(前年度指摘事項)	
措置等の内容	
1 原因	前年度に指摘を受け注意すべきとの認識はしていましたが、煩雑時等で複数の職員による確認を怠ったためです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	財務規則の規定に留意し、適正な交付を行うように関係職員全員に対して事務処理の徹底を図りました。
3 再発防止策の内容	現金領収書に注意喚起の付せんを貼り付け、複数の職員による検収を必ず行うことにより、再発防止に努めます。

指摘事項 (1) 収入事務	
イ 蒲池農村環境改善センター分及び中山集会所・中山コミュニティーセンター分の防災拠点等再生可能エネルギー導入推進事業補助金に係る調定決議書について、福岡県から補助金交付決定通知を受けた際に起票しておく必要があったが、補助金交付額確定通知後に起票している。	
措置等の内容	
1 原因	補助金交付決定通知を受けた際に調定決議書を起票することを失念し、補助金交付額確定通知で調定決議書を作成したためです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	調定決議書作成日を本来起票すべき日である補助金交付決定通知の日に訂正を行いました。さらに、財務規則の規定に留意し、適正な事務処理を行うように関係職員全員に対して徹底を図りました。
3 再発防止策の内容	調定決議書の起票について、複数の職員による確認を実施することで、適正な事務処理を行います。

指摘事項 (1) 収入事務	
ウ 平成 28 年度の畜犬登録手数料について、歳入科目を誤り、狂犬病予防注射済票の細節に収	

入しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 歳入科目を誤ったまま入金してしまい、更に月末の調定決議書を作成した際に確認が不十分だったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 収入金更正命令書により科目間更正の処理を行いました。さらに、財務規則の規定に留意し、適正な事務処理を行うように関係職員全員に対して徹底を図りました。</p> <p>3 再発防止策の内容 歳入処理及び調定決議書の起票について、複数の職員による確認を実施することで、適正な事務処理を行います。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
<p>ア 合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記の事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為決議書に会計管理者の押印のないものがある。 ・設置者に市税又は国民健康保険税の滞納がある場合は交付しないこととされているが、滞納がないことを確認せずに交付しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為決議書については、会計課からの決議書返却時の確認ミスによるものであります。 ・滞納のないことの確認につきましても、確認ミスによるものであります。 <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為決議書の会計管理者の審査印については、指摘後に押印済みであります。 ・滞納がないことの確認については、平成28年11月21日付の「滞納のない証明書」の提出により確認をしました。 <p>3 再発防止策の内容 課長以下、担当係長、担当者で確認を行い、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
<p>イ 生ごみ処理容器購入助成金について、柳川市生ごみ処理容器購入助成金交付要綱に規定する「EM 容器」と「容器」の区分を誤り、助成上限が 1,000 円の「EM 容器」に対して 1,790 円助成しているものがあるため、適正に処理されたい</p>
措置等の内容
<p>1 原因 確認ミスによることが原因であります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』</p>

- ・今後このようなことがないように、課長以下、担当係内で確認を行いました。
- ・適正に処理できるよう努力します。

3 再発防止策の内容

課長以下、担当係長、係員で確認を行い、再発防止に努めます。

指摘事項 (3) 契約事務

ア 環境対策活動業務委託について、下記の事項が見受けられた。

- ・契約書において、委託している7業務の内6業務について業務内容が具体的に示されていない。また、そのため、何をもって履行されたと確認できるのか不明確である。
- ・受託者である柳川市地域婦人連絡協議会から提出された事業報告書は、当該団体の1年間の活動報告書であり、委託した業務の履行について報告する内容となっていない。

措置等の内容

1 原因

環境対策活動業務委託事業の事業報告書については、今まで受注者の活動報告書、領収書の提出により、事業報告書としてみなしていたことが、原因であります。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』

現在、環境対策活動業務委託事業については、柳川市地域婦人会連絡協議会の活動報告書並びに領収書の提出により、事業報告としておりますが、今後は、本業務の事業報告書としての提出を、受注者に説明をしております。

3 再発防止策の内容

今後は、事業報告書の内容について、課長以下、担当係長、担当者で確認を行い、再発の防止に努めます。

28柳廃対第392号
平成29年1月31日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(市民部廃棄物対策課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年12月28日付け、28柳監査第230号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務
ア 紙類等の資源性廃棄物の売払収入について、前年度の契約金額にて売却計算表を作成し、本来の契約金額より少ない金額にて収入されているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 売却計算表の再確認を怠っていたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 早急に売却計算表の正誤表を作成し、契約相手に事情を説明し差額分を納付してもらいました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後、適切な処理を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 職員が旅行命令による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
<p>1 原因 近隣市への急な出張であったため旅行命令簿に記載せず公用車で出張しました。出張後に旅行命令の申請をする積りでしたが、失念したものであります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 27年度の出張であったが、監査の指摘を受けた後、改めて上司の旅行命令の決裁を受けました。また、その旅費を平成28年12月22日に過年度支出しております。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、旅費雑費支給地域へ公用車を利用して出張する場合、決裁区分に従って漏れのないよう事前に旅行命令の申請をします。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
イ 1台23,760円(消費税込)の送風機の購入費用を消耗品費から支出している。この物品については、全体の中の一部を構成するものではなく、単体での使用が可能なものである。比較的長期(概ね1年以上)に使用でき、取得価格が1万円以上の物品の購入については、備品購入費からの支出とされたい。

措置等の内容
<p>1 原因 機械設備の部品との誤認があったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 備品として登録するため科目更正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後、適切な処理を徹底します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア 柳川市クリーンセンター維持補修工事設計書作成及び監理業務委託契約について、見積書提出期限後に見積書を提出した業者と契約を締結している。
措置等の内容
<p>1 原因 契約の相手方は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行うことにしておりました。見積書提出遅延という手続き上の不備はございましたが、他に競合する相手もおらず、見積書の日付を遡って合わせたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 課内において契約事務の進め方について改めて確認を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後、スケジュールの確認を随時行い、適切な処理を徹底します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
イ 高架水槽及び温水タンク等清掃業務委託契約について、3者から提出された全見積書に日付けを加筆し、全てにおいて日付の修正を行っている。
措置等の内容
<p>1 原因 多種の工務が重なる時期でもあったため、後日調整を取ることにして工期未定のままで日付のない見積書を徴取しました。工期の目処がついたところで担当者が日付を記入しましたが、工程に誤認があったため不適切な修正が発生したものであります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 課内において契約事務の進め方について改めて確認を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、基本通り、工期確定の上事務を行います。</p>

指摘事項 (4) その他
ア 一般廃棄物収集運搬業許可証については、柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行

規則第 10 条の規定により、有効期限満了後は、市長に返納しなければならないとされているが、許可業者の紛失により返納されていないものがある。

措置等の内容

- 1 原因
許可を受けた業者が許可証を紛失したため。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
当該業者に対して厳重に許可証を保管するよう指導しました。
- 3 再発防止策の内容
他の許可業者に対しても許可証の厳重保管を指導します。

28柳大市第71号
平成29年1月30日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(大和庁舎市民サービス課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年12月28日付け、28柳監査第230号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

大和庁舎市民サービス課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 現金領収書に分任出納員名の記入がないものがある。(前年度注意事項)
措置等の内容
<p>1 原因 市民の方を待たせてはいけないという、焦りの気持ちから手続きの正確さを欠いた事が原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 氏名の記入を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、2人体制でチェックをし、ミスを起こさぬよう手続きをしていきます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 平成 28 年 3 月 1 日に起案されたコピー用紙購入に係る伺兼依頼書及び契約締結伺について、予定価格が 10 万円を超えているため部長決裁となるが、課長により決裁されている。
措置等の内容
<p>1 原因 決裁時の確認漏れによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後ではありますが、部長決裁に改め追認を得ました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁規定を再度確認し、決裁区分に誤りのないよう各々の意識向上に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ フルカラー複合機の賃貸借契約について、下記の事項が見受けられた。</p> <p>① 庁舎長により 1 ヶ月当たりの単価で予定価格が設定されているが、契約期間中の予定総額に換算すると 100 万円を超えるため、設定権者は副市長となる。</p> <p>② 長期継続契約であるため市長決裁となるが、庁舎長により決裁されている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>① 柳川市契約事務規則第 10 条(予定価格)ただし書きにより、単価について予定価格を定めることができるため、1 ヶ月当たりの単価で予定価格を設定し、設定権者を部長としていたものです。</p>

<p>② 柳川市事務決裁規程、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、またその内規は確認していましたが、H19年2月28日付「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適応範囲に関する規定について」の通知書により、市長決裁とすべきとの認識が無かったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 すでに契約締結を行っている為未措置。今後は、同様の契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する契約として扱い、柳川市事務決裁規程、また「長期継続契約を締結することができる条例の適応範囲に関する規定について」の通知に従い、契約事務を行います。</p> <p>3 再発防止策の内容 随意契約、長期継続契約についての規定を再度確認し、決裁時の内容確認を強化します。</p>

指摘事項 (3) その他
ア 公印使用簿に押印公印名称の記入がないものがある。(前年度注意事項)
措置等の内容
<p>1 原因 認印押印時の確認不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 押印公印名称を記入しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市公印規則第8条に基づき、公印使用の適正な手続きを徹底します。</p>

28柳三市第158号
平成29年1月17日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(三橋庁舎市民サービス課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年12月28日付け、28柳監査第230号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

<p>指摘事項 (1) 契約事務</p>
<p>ア デジタル広幅複合機の賃貸借契約について、下記の事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期継続契約であるため市長決裁となるが、庁舎長により決裁されている。 ・新年度の予算執行が可能となる前の平成 28 年 3 月 28 日に契約を締結している。
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>財務規則と事務決裁規程のみを確認し、総務部長合議（財政課経由）の庁舎長決裁としており、平成 19 年 2 月 28 日付財政課通知「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用範囲に関する規定について」を失念していました。また、長期継続契約は年度開始前に契約締結できると誤認識していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』</p> <p>今後、長期継続契約を締結する際には、市長決裁を受け、新年度の予算執行が可能となる 4 月 1 日を締結日とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>長期継続契約締結にあたって、適切な決裁権者と締結日になっているか、係員一係長一課長によるチェック体制を更に徹底することにしました。</p>

柳川市監査委員告示第5号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成28年12月に実施した建設部（建設課、まちづくり課、国土調査課、下水道課、区画整理推進室）、水道課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年2月28日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

28柳建設第1028号
平成29年2月14日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(建設部建設課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年1月31日付け、28柳監査第257号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務	
ア	<p>市営吉富・佃・鷹園団地消防設備点検業務委託（平成 27 年度起工第 2 号）に係る起工伺の起案日及び決裁日は平成 27 年 1 月 25 日、予定価格調書の日付は平成 27 年 1 月 26 日とされているが、何れも平成 28 年の誤りである。</p> <p>また、この委託業務は平成 28 年 2 月 25 日に完成しているが、受託者から提出された工事完成届に「完成年月日 平成 28 年 2 月 29 日」と誤った記載がされているにもかかわらず、そのまま受領している。</p>
措置等の内容	
1	<p>原因</p> <p>起工伺の起案日及び決裁日における「年誤り（平成 27 年は平成 28 年が正しい。）」については、前年度データの修正ミスが原因であります。</p> <p>また、工事完成年月日の誤りについては、受託者からの提出時点で、日付間違いに気づかないまま受領に至ったものであります。</p>
2	<p>措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>当該起工伺及び工事完成届の年月日の誤りについては、線引き訂正を行いました。</p>
3	<p>再発防止策の内容</p> <p>決裁段階での最終チェックはもちろんのこと、文書作成担当者及び担当係長のチェック強化により再発防止を図ります。</p>

指摘事項 (1) 契約事務	
イ	<p>市営隅町南団地床修繕工事（平成 28 年度起工第 12 号）の契約締結に当たり業者から提出された見積書は平成 28 年 9 月 6 日付けであるが、契約締結伺は、見積書提出前の平成 28 年 9 月 5 日付けで起案され、決裁日及び施行日も同日とされている。</p>
措置等の内容	
1	<p>原因</p> <p>契約締結伺の起案日における「日付誤り（5 日は 6 日が正しい。）」については、データの入力ミスが原因であります。</p> <p>また、決裁日等の誤りについては、決裁日及び施行日は起案日に合わせて書いてしまったものです。</p>
2	<p>措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>当該契約締結伺の日付の誤りについては、線引き訂正を行いました。</p>
3	<p>再発防止策の内容</p> <p>決裁段階での最終チェックはもちろんのこと、文書作成担当者及び担当係長のチェック強</p>

化により再発防止を図ります。

指摘事項 (1) 契約事務

ウ 市営佃団地の修繕工事施工中に、同箇所での営繕工事が必要であることが判明したため、修繕工事完了後、修繕工事受注者と営繕工事の契約を締結したとしているが、実際には、修繕工事と並行して営繕工事を行っており、契約日や工期について整合性がとれていない。

措置等の内容

1 原因

修繕工事期間中に、営繕工事が発生しその工事に支障のある修繕工事をストップさせ営繕工事後に修繕工事の仕上げを行った。修繕工事の工期の変更の事務を怠っていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

工期満了及び支払い済みであるためです。

3 再発防止策の内容

今後は、指摘事項を含め監査の状況等について課全員で共有し、契約事務遵守の徹底を図ります。

28柳まち第711号
平成29年2月14日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様
柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市長 金子 健次
(建設部まちづくり課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年1月31日付け、28柳監査第257号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部まちづくり課

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 屋外広告物に係る事務について、下記の事項が見受けられた。</p> <p>① 課長決裁なく許可書が交付されている。</p> <p>② 1つの広告塔に複数の広告物がある場合の手数料は、面積を合算して算定すべきだが、個別に算定している。</p> <p>③ 非営利で公共性が高く、免除対象とすべき団体から手数料を徴収している。</p> <p>④ 更新時に提出される屋外広告物自主点検結果報告書に日付の記入がない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>① 決裁印が押印されているかの確認を怠っていました。</p> <p>② 壁面広告、広告板と一緒に考えていたため、誤って別計算していました。</p> <p>③ 社会福祉協議会大会の立看板でしたので免除とすべきを誤って徴収していました。</p> <p>④ 屋外広告物管理者への指導不足と、確認不足です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>① 今後、決裁後の文書を再確認します。</p> <p>② 再計算した不足分の手数料をお支払いいただくよう、申請者へ事情を説明し、了承を得て納付書を送付しました。</p> <p>③ 申請者へ事情を説明し、手数料の返納事務手続きをしました。2月15日に支払い予定です。</p> <p>④ 今後、屋外広告物管理者への指導を徹底します。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>事務のチェック体制強化と、屋外広告物事務の知識強化に努め、事務を行います。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
<p>ア 旅行命令書について、下記の事項が見受けられた。</p> <p>① 旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。</p> <p>② 他団体が旅費を負担する現地研修について旅費雑費を支給している。</p> <p>③ 宿泊を要する旅行の命令権者は副市長であるが、課長により決裁されている。</p> <p>④ 自家用車による旅行に命令権者の承認印がない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>課員の旅行命令書に関する認識不足と、確認不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p>

<p>① 旅行命令書に記入をし、旅費を支払いました。</p> <p>② 旅費雑費を除いた正しい旅費の支払いをしました。</p> <p>③ 副市長より決裁をいただきました。</p> <p>④ 承認印を命令権者よりいただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容 認識強化と確認強化を徹底します。</p>
--

指摘事項 (2) 支出事務
イ 負担金増額のための予算流用について、事前に書面による市長決裁を受けていない。
措置等の内容
<p>1 原因 認識不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 柳川市財務規則第17条と事務処理の再確認を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 課員の柳川市財務規則の再確認と決裁時の確認の徹底を行いました。</p>

指摘事項 (3) 財産管理事務
ア 市道西鉄柳川駅自由通路線の壁面に設置されたパネルの使用について、営利な内容を含むポスターであるにも関わらず、行政財産使用料を全額免除として許可している。
措置等の内容
<p>1 原因 ポスター等の判断基準となる材料の添付を徹底していなかったことによる、判断の相異です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 「柳川市柳川駅自由通路広告等取扱要綱」に基づいて課内で判断基準の確認を行い、今後このようなことがないように、判断が難しい案件については、密に協議を行うことにしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 営利・非営利の判断基準を再確認し、決裁時の参考資料として、ポスター等の写しの添付を徹底します。</p>

28柳国調第1822号
平成29年2月23日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(建設部国土調査課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年1月31日付け、28柳監査第257号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部国土調査課

指摘事項 (1) 支出事務	
ア	職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容	
1	原因 境界立会の為の事前調査において、筑後川下流農業水利事務所まで書類を受け取りに行く必要が出てきた為公用車を使用した。事前の旅行命令申請を怠っていた。
2	措置内容の概要 措置の状況『未措置』 旅行命令の必要性を考え、その都度旅行命令の申請を受けるように指導した。 未支給の旅費については、当該年度を過ぎており、支払処理は行わないこととした。
3	再発防止策の内容 公用車を使用する場合も旅行命令が必要かその都度確認し、必要な場合は事前に旅行命令の申請を行うように指導した。
指摘事項 (2) 契約事務	
ア	柳川市三橋町枝光・吉開地内国土（地籍）調査業務委託（過年度数値情報化）契約書に貼付された収入印紙税額は200円であるが、正しくは400円である。
措置等の内容	
1	原因 工事請負契約書に係る印紙税の税率軽減が適応されるとの誤認し、契約内容に対する印紙税額の確認が不足していたため。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 受注者より印紙税法による収入印紙を、契約書に貼付し消印を行った。
3	再発防止策の内容 今後は、契約書内容の確認し、印紙税法に基づいて契約をするよう指導した。
指摘事項 (3) その他	
ア	公用車運転日誌に課長の押印がないものがある。（前年度注意事項）
措置等の内容	
1	原因 公用車使用後に日誌を提出する等の適切な事務処理を怠ったため。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

押印漏れの部分に、押印処理を行った。

3 再発防止策の内容

職員に対し、公用車使用後に運転日誌を課長へ提出するよう指導した。

28柳下水第1527号
平成29年2月23日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(建設部下水道課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年1月31日付け、28柳監査第257号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア 柳川浄化センターで使用する下記薬品の単価契約について、予定価格が設定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化アルミニウム (PAC) ・ポリ硫酸第二鉄 (無機凝集剤) ・ダイヤフロック (高分子凝集剤)
措置等の内容
<p>1 原因 予定価格を設定せず、前年度の単価を参考価格としていたが、明示していませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 契約が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 予定価格を設定します。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 柳川浄化センター、三橋第4ポンプ場中央・計装設備点検業務委託契約について、下記の事項が見受けられた。</p> <p>① 起工伺について、誤って起案日を記入せずに起案し、決裁後に予定価格調書の作成日より遅い日付を記入したことにより、日付に矛盾が生じている。</p> <p>② 市が見積依頼した業者からの見積書に関する委任状を添えて、代理人（受任者）による見積書が提出されている。見積書やその封印に使用された代理人の印影は委任状に押印されたものと異なっているが、そのまま受領し契約している。</p> <p>③ 委託契約約款では照査技術者と管理技術者を兼ねることはできないとされているが、受託者から提出された業務着手届には、照査技術者と管理技術者について同一人が記載されている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>① 起工伺作成の時に起案日を記入せずに起案し、決裁後に予定価格調書の作成日より遅い日付を記載してしまいました。</p> <p>② 確認ミスでした。</p> <p>③ 工事に関する委託業務の約款をつけていました。</p> <p>2 措置状況及び措置内容の概要</p> <p>① 『措置済』</p>

<p>正しい日付に訂正しています。</p> <p>② 『未措置』 既に契約済のため、同じ印影の印鑑を持っていることを確認しました。業者にはその旨指導をしました。</p> <p>③ 『未措置』 保守点検業務の約款については検討中です。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>① 今後事務処理の遺漏がないようなチェック体制を確立します。</p> <p>② 今後事務処理の遺漏がないようなチェック体制を確立します。</p> <p>③ 保守点検業務の約款について見直しをします。</p>

<p>指摘事項 (1) 契約事務</p> <p>ウ 下記工事の着工届について、「現場代理人」若しくは「主任技術者又は監理技術者」の住所、氏名、資格及び実務経験年数の項目全て又は一部に記入がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ No.1-1 送水ポンプ修理工事 ・ 汚泥脱水機蛇行検出器取替工事 ・ 汚泥脱水機制御盤シーケンサ入替工事
<p>措置等の内容</p> <p>1 原因 修繕のため責任者の把握として着工届を受理していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 経歴書を添付しております。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後事務処理の遺漏がないようなチェック体制を確立します。</p>

<p>指摘事項 (2) その他</p> <p>ア 取付管設置申請書及びこれに係る承諾書に日付の記入がないものや、承諾書について取付管設置場所の記入がないものがある。(前年度指摘事項)</p> <p>また、取付管設置申請書については、下記の事項について記入がないものもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物所有者の住所、氏名 ・ 土地所有者の住所、氏名 ・ 排水区分
<p>措置等の内容</p> <p>1 原因 排水設備等計画(変更)確認申請にも申請者、土地所有者及び建築物の所有者の記載箇所があり、この場合、同一の場合は土地所有者及び建築所有者の記載は不用とされています。上記のことと混同した事務処理となっていました。</p>

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
本人から聞き取りの上、記載しております。

3 再発防止策の内容
記入事項が明瞭となるように様式を一部変更します。
今後事務処理の遺漏が発生しないようなチェック体制を再度確立します。

28柳区画第360号
平成29年2月14日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(建設部区画整理推進室)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年1月31日付け、28柳監査第257号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部区画整理推進室

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 通常公務遂行上旅行を必要とする場合は、旅行命令書に記入し、その都度命令権者の命令を受けるようにしておりますが、今回ご指摘いただいた分については、旅行命令書への記入もれ及び確認もれがあったようです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 今回ご指摘いただいた分については、ただちに旅行命令書に記入し、処理を行いました。
3 再発防止策の内容 今後は、旅行命令書への記入を徹底するとともに、担当係長等管理職による確認を徹底いたします。

柳川市監査委員告示第7号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成29年1月に実施した教育部（学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館）、小学校（東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、ニッ河小学校、中山小学校）、中学校（蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年4月25日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 末治

28柳教学第5451号
平成29年3月23日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様
柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市教育委員会
教育長 日高 良
(教育部 学校教育課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年2月28日付け、28柳監査第275号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課

指摘事項 (1) 契約事務
ア 学力分析検査（単価契約）について、予定数量による総額は10万円を超えるため決裁区分は部長となるが、課長により予定価格が設定され決裁されている。
措置等の内容
<p>1 原因 契約単価で決裁区分が決められるとの認識誤りのため、課長による予定価格設定が行われてきた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 すでに学力分析検査が終了しているため、予定価格の再設定を行うことができない。</p> <p>3 再発防止策の内容 次年度から、予定購入総額により判断し、予定価格設定と決裁を行うように改善します。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 下記の契約について、契約金額が200万円以上であるにもかかわらず総務部長の合議を受けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川市立小学校の電子黒板の賃貸借契約 ・小中学校管理業務委託契約（学校用務員業務）
措置等の内容
<p>1 原因 契約金額と合議の必要の有無について確認を怠っていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 すでに契約を締結しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 次年度より契約金額を確認の上、総務部長の合議を受けることとします。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（柳川学校給食共同調理場）

指摘事項（1） 契約事務
<p>ア ガスの単価契約に係り下記の事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁権者による予定価格調書が作成されていない。 ・ 年間の予定購入額は 10 万円を超えるため部長決裁となるが、課長により決裁されている。
措置等の内容
<p>1 原因 単価契約のため決裁権者の予定価格設定の必要がないと間違っていた。 単価額が 10 万円未満であるので、課長決裁と間違っていた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 すでに契約を締結しているため、予定価格の設定が出来ないため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今回の指摘により次年度から間違いをしないよう業務を行う。</p>

指摘事項（1） 契約事務
<p>イ ボイラー点検契約書について、契約期間は単年度になっているものの自動更新条項が設けられている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 業者が作成した契約書をそのまま使用し、自動更新条項を確認していなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 すでに契約を締結しているため、予定価格の設定が出来ないため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は自動更新条項の記載をしないよう確認する。</p>

指摘事項（1） 契約事務
<p>ウ 警備業務委託契約書について、長期継続契約であるが、予算が減額又は削減された場合の契約解除条項が付記されていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 長期継続契約の場合に契約解除条項を付記することを確認していなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p>

長期継続契約であり平成28年度から平成30年度まで契約期間があるので、契約相手方と協議を行い、契約解除条項を追加することとした。

3 再発防止策の内容

今後は長期継続契約について、契約解除条項を設定するよう事務を行う。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（大和学校給食共同調理場）

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア ガスの単価契約に係り下記の事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁権者による予定価格調書が作成されていない。 ・ 年間の予定購入額は 10 万円を超えるため部長決裁となるが、課長により決裁されている。
措置等の内容
<p>1 原因 決裁区分について年間の予定購入額で判断すべきところ、月額で判断し課長決裁としていた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 契約の締結が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務会計規則に従い、29 年度の起案より部長決裁とする。また、併せて予定価格調書を作成する。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 複合機のリース契約について、決裁権者による予定価格調書が作成されていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 パフォーマンスチャージ料とリース料の 2 本立てでの見積徴取で、予定価格を設定しづらかったため、予定価格の設定をしないまま見積徴取していた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 契約の締結が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務会計規則に従い、今後のリース等の見積について予定価格を作成するように事蹟に記載する。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ウ 下記の契約書について、契約期間は単年度になっているものの自動更新条項が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラー点検契約書 ・ 生ゴミ処理機保守点検契約書

措置等の内容	
1	原因 業者が用意した契約書をそのまま使用し、内容を十分確認していなかった。
2	措置内容の概要 措置の状況『未措置』 契約の締結が完了しているため。
3	再発防止策の内容 今後、委託業者と協議し自動更新事項の記載をしないようにする。

指摘事項 (1) 契約事務	
エ	食缶の購入に際して1者による見積り入札を行っているが、見積り依頼の1ヶ月前に徴取していた見積書により契約を締結している。
措置等の内容	
1	原因 食缶の購入先が1者のみのため、参考見積りとして徴取したものをそのまま使用していた。
2	措置内容の概要 措置の状況『未措置』 契約の締結が完了しているため。
3	再発防止策の内容 今後契約事務規則に従い、見積書を徴取する。

指摘事項 (2) その他	
ア	配送車運転日誌について、下記の記録が漏れているものがある。(前年度注意事項) ・配送車出発時刻 ・回収の出発、終了時間
措置等の内容	
1	原因 配送者への指示が徹底していなかったため。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 配送者とミーティングを行った。 回収で使用しないところには斜線を引くようにする。
3	再発防止策の内容 配送者とミーティングを行い記載の徹底をする。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（三橋学校給食共同調理場）

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア 下記の修繕契約について、決裁権者による予定価格調書が作成されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライスボイラー他修繕契約 ・ 冷蔵庫修繕契約 ・ 洗浄室入口自動ドア修繕契約
措置等の内容
<p>1 原因 緊急の場合は、担当者が、予定価格調書の作成を省略できるものと考えていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 契約が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 予定価格の設定については、今年度の反省を踏まえて、契約内容や事務要綱を十分調査し間違いないように事務を行う。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 冷蔵庫及び冷凍庫の保守点検業務委託については、契約に基づき委託料を前払いしているが、保守契約約款において、「不能により、保守点検および修理を完了することができないときは、当該保守機にかかるこの保守契約は、その時をもって当然に終了し」とあり、また「保守機の保守期間の残存期間（保守期間の日数に対する未経過日数）分に相当する部分につき、これを返還します。」と記載されている。しかしながら、平成 27・28 年度に冷蔵庫及び冷凍庫が修理不能となったにもかかわらず、前払いした当該保守料金の返還は受けていない。上記保守契約約款に照らせば返還されるものと解されるため、確認をされたい。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 修繕の契約を締結する時、受注者から返還の説明を受けず、担当者も契約内容を失念していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 返還金の話はしていないので、返還金はありません。なお、冷凍庫及び冷蔵庫の年 2 回の点検は行っています。 監査事務局の指摘を受けて、今後十分な説明を行うよう受注者に伝える。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約の締結については、今年度の反省を踏まえて、契約内容や事務要綱を十分調査し間違いないように事務を行う。</p>

28柳教人第122号
平成29年3月27日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様
柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市教育委員会
教育長 日高 良
(人権・同和教育推進室)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年2月28日付け、28柳監査第275号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部人権・同和教育推進室

指摘事項 (1) 支出事務
ア 車賃の算定については、通算した路程の1km未満の端数は切り捨てなければならないが、切り捨てていない。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>柳川市職員等の旅費に関する条例第12条第3項の理解が足りていなかった為です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置中』</p> <p>指摘事項については、端数を整理し訂正しました。端数を切り上げていた分については、適正な旅費を算定し、戻入処理を行います。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項については、今後は柳川市財務規則に準じ、適切な事務処理を行います。 ・やむなく私用車を利用する場合は、柳川市職員等の旅費に関する条例12条第3項を順守するよう職員に周知します。 ・旅費を算定する折、チェックを怠らないようにします。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 予定価格が3万円を超える夏期講座ポスターの印刷契約について、伺兼依頼書が作成されていない。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>契約締結伺書のみで良いと判断していた為です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』</p> <p>指摘事項については、伺兼依頼書は遡及不可のため、未措置のままです。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年事蹟を見ながら事業計画等進めていくので、総括文書の中に契約締結伺書と同時に、伺兼依頼書を作成する旨を追記します。 ・契約事務のチェックシート・フローチャート等を作成します。

指摘事項 (2) 契約事務
イ 柳川市ヒューマンライツ音響照明業務委託契約について、契約締結伺書決裁と契約締結の日付が前後している。
措置等の内容

1	原因 起案日に契約を行う予定で、契約書を作成していたためです。
2	措置内容の概要 措置の状況『未措置』 指摘事項については、遡及しての訂正はできないため、未措置のままです。
3	再発防止策の内容 ・今年度の請書に指摘事項を記載しておおきます。 ・契約事務のチェックシート・フローチャート等を作成します。 ・今後は、内部統制機能を働かせ、複数でチェックを行い再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務	
ウ	柳川市人権を考えるつどい音響照明業務委託契約について、見積書と契約締結伺書の起案の日付が前後している。
措置等の内容	
1	原因 見積書の徴取日の確認を怠っていた為です。
2	措置内容の概要 措置の状況『未措置』 指摘事項については、遡及しての訂正はできないため、未措置のままです。
3	再発防止策の内容 ・見積書の日付、起案日の日付の確認を徹底します。 ・内部統制機能を働かせ、複数でチェックを行い再発防止に努めます。 ・契約事務のチェックシート・フローチャート等を作成します。

指摘事項 (3) その他	
ア	人権・同和教育研究協議会会計について、下記のものがある。 ・立替払いをしている。(前年度指摘事項) ・筑後地区進路保障協議会に対する負担金支払いについて、納入期限は7月8日だったが翌年1月27日に支出している。
措置等の内容	
1	原因 ・研修会等実績に基づき支払いをする関係で、立替払いになっている為です。 ・負担金の納入期限を過ぎていたのは、期限の確認を怠っていた為です。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』 ・指摘事項について立替払いが終わっており、今後は柳川市財務規則に準じ、適正な事務処理を行います。 ・教職員の出張体制が把握しづらく、やむなく立替払いになっています。
3	再発防止策の内容 ・指摘事項については、研修会等を計画的に把握し、事前申請を原則とし、地方自治法

第232条の5第2項に基づき、適正な事務処理に努めます。

- ・納入期限を順守し、複数でチェックを行い再発防止に努めます。

28柳教函第457号
平成29年3月21日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様
柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市教育委員会
教育長 日高 良
(教育部 図書館)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年2月28日付け、28柳監査第275号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部図書館

指摘事項 (1) 契約事務
ア 三橋図書館複写機保守及び消耗品供給に関する契約について、契約金額が予定価格を上回っている。
措置等の内容
<p>1 原因 予定価格の算出について、確認が不十分であったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 すでに締結している契約のため、未措置となっております。 今後このようなことが無いよう注意します。</p> <p>3 再発防止策の内容 改めて指摘に関する内容を把握し、また複数者で確認を行うなど、適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
イ 蒲池・昭代分館用図書館システム端末機の賃貸借契約に係る契約保証金について、「契約事務規則第 29 条第 7 号の規定により免除」としているが、契約金額が 30 万円を超えるため、同号を適用して免除することはできない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約事務規則の熟知が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 規定を十分確認せず不適切な内容になっていました。 今後、確認を徹底し、このようなことが無いよう努めます。</p> <p>3 再発防止策の内容 改めて指摘に関する規定等を把握し、また事前に確認を行うなど、適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 雲龍の館外壁塗装改修工事に係る契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するとして随意契約としているが、外壁の老朽化に伴う工事であり、これに係る費用は当初予算に計上されていたことから、計画的に実施することができる事業であったと言える。よって、同号に規定される「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に該当するとして随意契約としたのは不適正である。
措置等の内容

1 原因

雲龍の館外壁塗装改修工事については、当初年度内中に履行する計画でございました。

しかし、その後、老朽化のためだけでなく、雲龍頭彰相撲大会が開催されるまでに履行終了せねばならないということもあり、時期を失し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急を要する場合)を適用し、随意契約を行いました。

結果、地方自治法施行令第167条の2(随意契約)の認識不足のため、指摘を受けることとなりました。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

すでに履行完了し、支払済のため。

今後このようなことが無いよう、適正な手続きを取り、計画的に実施するよう係内で確認を行って参ります。

3 再発防止策の内容

何のための修理か、いつまでに履行しなくていけないのか等の確認を徹底し、地方自治法施行令第167条の2の規定について十分に把握し、また事前に確認を行うなど適正な処理に努めます。

28柳教学第5451号
平成29年3月23日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様
柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市教育委員会
教育長 日高 良
(教育部 学校教育課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年2月28日付け、28柳監査第275号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（有明小学校）

指摘事項（1）財産管理事務

ア 通信費の受払事務について、記録されている切手残数と保有枚数が相違している。

措置等の内容

1 原因

郵便切手使用簿は、切手の使用の都度、払出額、残額を確認して、校長・教頭の決裁を必要としているが、郵便切手使用簿の切手残数と保有枚数の確認が不十分だった。そのため、郵便切手使用簿の切手枚数の額が誤ったまま記されていた。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

郵便切手使用簿の発送、受入先、払出額の誤りはなかった。切手の額ごとに払出額を突合したが、相違の原因を解明することはできなかった。現時点での切手の保有枚数を記載し、記録されている切手残数と保有枚数の相違を解消している。

3 再発防止策の内容

切手の保有枚数をその都度確認できるように、切手の額ごとに保有枚数を記録・更新していき、学期末には郵便切手使用簿と保有枚数の確認を行う。また、切手の保有枚数が、年度間に使用する切手と比べて多くなっているため、購入の調整を行う。今後は切手を現金と同じ認識を持ち、適切な管理を行っていく。

柳川市監査委員告示第10号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成29年2月に実施した保健福祉部（福祉課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策課）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年6月30日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

29 柳福祉第360号
平成29年4月28日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部福祉課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年3月31日付け、28柳監査第302号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部福祉課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 平成 28 年度分の災害援助資金貸付金の元利収入について、4 月 1 日に起案すべき調定決議書が作成されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 調定決議書について作成することを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査からの指摘を受け起票いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 係で備忘録を作成し、再発防止に努めていきます。</p>

指摘事項 (1) 収入事務
イ 平成 27 年度に発生した障害福祉サービス費過年度分返還金について、6 月 1 日に起案すべき調定決議書が作成されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 調定決議書について作成することを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査からの指摘を受け起票いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 係で備忘録を作成し、再発防止に努めていきます。</p>

指摘事項 (1) 収入事務
ウ 平成 27 年度に調定した平成 28 年 3 月分の介護予防事業利用者負担金について、平成 28 年 5 月 31 日までに納入されなかったため、平成 28 年度に過年度分として調定しているが、平成 28 年 6 月 1 日に起案すべき調定決議書を、出納整理期間中の平成 28 年 5 月 27 日に起案している。
措置等の内容
<p>1 原因 平成 28 年 5 月 27 日に事業所から 5 月末までの入金が間に合わない旨の連絡が入ったため、平成 28 年 6 月 1 日付起案で平成 28 年度過年度分として処理する予定でしたが、誤って事業所からの連絡日で起案してしまったことによるものです。</p>

2	措置内容の概要 措置の状況『未措置』 平成28年6月2日に入金済であったため、伝票起案日の修正はできませんでした。
3	再発防止策の内容 財務規則を遵守し、事務に遺漏のないよう徹底を図ります。 また、出納閉鎖期間内の納入を事業所に指導徹底を図ります。

※ 「指摘事項(1)収入事務エ」については、生活支援課から報告

指摘事項 (2) 支出事務	
ア	職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)
措置等の内容	
1	原因 旅行命令書による申請が必要な公用車での出張が初めてだったため、申請が必要との認識がありませんでした。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査指摘後、旅行命令書により改めて申請し、旅費の支払いを行いました。
3	再発防止策の内容 監査指摘後、係内職員に改めて、旅行命令書による申請の例について説明を行いました。

指摘事項 (2) 支出事務	
イ	市は、柳川市福祉バス事業及び柳川市高齢者生きがい活動支援通所事業の業務委託に係り柳川市社会福祉協議会との間で車両の使用貸借契約を締結している。この契約書において、車両の使用については、「柳川市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条」の規定に基づき無償とするものの、自動車検査費、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、車両保険を含む任意保険料及びガソリン代等運行にかかる諸経費については、受注者である柳川市社会福祉協議会が負担することとしている。 しかしながら実態では、これらの費用も事業を実施する上で必要な経費と捉え委託料に積算し、市が負担していることから契約内容と実態が相違している。
措置等の内容	
1	原因 事業を実施する上で必要経費として認めていたところでしたが、契約内容を十分に精査せずに締結したことによるものです。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』 平成29年度契約から業務委託料の対象経費とする旨の契約内容に変更します。

3 再発防止策の内容

事業実施上、契約内容と相違が生じた際には受託者と協議を行い、契約内容に遺漏がないよう徹底を図ります。

指摘事項 (2) 支出事務

ウ 柳川市認知症カフェ運営補助金について、下記の事項が見受けられた。

- ・ 交付申請書に申請年度及び申請額の記入がない。
- ・ 交付決定の起案文書に財政課の合議がない。

措置等の内容

1 原因

受付段階での確認不十分であったことに加え、決定起案の段階で最終確認を行わなかったことによるものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

指摘後、事後処理となりましたが交付申請書の加筆訂正、財政課合議を受けました。

3 再発防止策の内容

記入漏れ、合議漏れがないか確認を徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務

エ 愛のネットワーク事業補助金について、交付決定の起案文書に財政課の合議がない。

措置等の内容

1 原因

財政課合議漏れに気づかず文書フォルダに保管していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

指摘後、事後処理となりましたが財政課合議を受けました。

3 再発防止策の内容

補助金交付決定の起案については、財政課合議が漏れていないか再確認を徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務

オ 平成 27 年度に交付された下記の補助金について、事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受けていないものや、柳川市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づく補助事業実績調査報告書（様式第 8 号）が作成されていないものがある。

- ① 柳川市身体障害者福祉協会補助金
- ② 柳川市献血推進協議会補助金

措置等の内容

1 原因

実績調査報告までの事務処理を失念していました。

2 措置状況及び措置内容の概要
① 『措置検討中』 事後処理となりますが、団体へ実績報告書の提出を求めました。提出され次第、早急に決裁を受け、併せて実績調査報告書も作成いたします。
② 『措置済』 監査での指摘をうけ実績調査報告書を作成いたしました。
3 再発防止策の内容 補助金を交付している団体の一覧表を作成し、交付申請から実績調査報告までのチェック項目を設け、確認を徹底し再発防止に努めていきます。

指摘事項 (2) 支出事務
カ 平成 27 年度柳川市単位老人クラブ助成費補助金について、実績報告書に添付された事業活動状況報告書の誤りに対し口頭確認は行っているものの、書類の差し替えが行われていないものがある。
措置等の内容
1 原因 実績報告の記載ミスを確認したものの、該当する単位老人クラブに口頭での確認のみ行い、書面差し替えの指示を出さなかったことによるものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後、事後処理となりましたが誤りがあった報告書の差し替えを行いました。
3 再発防止策の内容 口頭確認だけでなく、書面差し替えを徹底します。

※ 「指摘事項(3)契約事務ア」については、生活支援課から報告

指摘事項 (3) 契約事務
イ 複合機の賃貸借契約に付随したパフォーマンス契約について、長期継続契約であるため市長決裁となるが、部長により決裁されている。
措置等の内容
1 原因 前回の契約起案文書の確認だけで、長期継続契約時の取り扱いの決裁区分までの確認をしておりませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後、事後処理となりましたが市長決裁を受けました。
3 再発防止策の内容 財務規則を遵守し、事務に遺漏のないよう徹底を図ります。

指摘事項 (3) 契約事務
ウ 地域デイサービス事業の契約締結伺の起案文書に部長の決裁印がないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 部長決裁漏れに気づかず文書フォルダに保管していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後、事後処理となりましたが部長決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 文書ファイルに保管する前に、決裁に漏れがないか再確認を徹底します。</p>

※ 「指摘事項(3)契約事務エ」については、生活支援課から報告

指摘事項 (3) 契約事務
オ 柳川市軽度生活援助事業業務委託について、業者は本事業要綱にて定められた利用者の個人負担金を差し引いた額を市へ請求するが、現要綱と異なる個人負担金が記載された様式が契約書に添付され袋とじされている。
措置等の内容
<p>1 原因 誤って旧様式のを添付していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 業者からの請求は現要綱に定められた額でしたが、契約書は袋綴じとしていたため、要綱の差し替えは行っていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約内容及び契約添付書類について誤りがないか徹底を図ります。</p>

29 柳生支第60号
平成29年4月24日

柳川市監査委員 松藤 博昭 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部生活支援課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年3月31日付け、28柳監査第302号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部生活支援課

指摘事項 (1) 収入事務
エ 平成 27 年度の生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金及び介護扶助費等国庫負担金の 2、3 月分の交付決定通知は 1 月 26 日付けたが、これに係る 3 月分の調定決議書の起案日は 2 月 22 日と遅れている。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>3 月分を起案していないことがわかったため担当者が起案したが、その際、交付決定日を起案日とするところを誤って当日の日付で起案していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』</p> <p>すでに入金済みであり、起案日の変更ができません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は、担当者のミスがないことはもとより、支出命令の決裁ラインの職員も万一のミスに対してチェックが働くよう気を引き締めて事務処理にあたります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア 柳川市生活保護受給者就労支援事業業務委託契約について、契約金額が 200 万円以上であるにもかかわらず総務部長の合議を受けていない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>4 月 1 日付けの契約だったため、年度当初に急ぎ起案したため、合議を受けることを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>総務部長の合議を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>柳川市事務決裁規程の周知徹底を図るとともに決裁区分の確認の徹底を行い、再発防止を図ります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
エ 生活保護医療扶助の診療報酬明細書等点検業務委託契約書について、収入印紙の貼付がない。
措置等の内容
1 原因

4月1日付けの契約だったため、年度当初に急ぎ起案をしたため、印紙が添付されていないことを見落としていました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

業者に連絡し契約書に収入印紙を添付し、処理を終えました。

3 再発防止策の内容

今後は、契約書の内容確認について、十分注意してチェックをするよう努めます。

29 柳子支第174号
平成29年5月10日

柳川市監査委員 松藤 博昭 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部子育て支援課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年3月31日付け、28柳監査第302号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部子育て支援課

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 下記の変更調定書について、会計管理者に通知されないまま保管されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童入所施設措置費等国庫負担金（追加交付決定分） ・児童入所施設措置費等県費負担金（変更交付決定分）
措置等の内容
<p>1 原因 変更調定を作成した際に、会計管理者への通知を失念により行っていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 当該変更調定書については、会計管理者に通知し保管いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、交付金申請担当と庶務担当で事務の適正な処理に努め、会計管理者に通知されているかの確認をして保管するよう徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア 柳川市学童保育所運営委託変更契約について、契約金額が200万円以上であるにもかかわらず総務部長の合議を受けていない。（前年度指摘事項）</p>
措置等の内容
<p>1 原因 これまでのご指摘を受けて、当該事案に関しては課内で留意しておりましたが、学童保育所運営委託変更契約の際に、変更金額の差額のみで判断したため、総務部長の合議を受けていなかったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 当該変更契約について、総務部長の合議を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、より一層留意して財務規則に基づく事務処理を行うように課内で意思統一し、事務の遺漏がないよう努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 子供を守る地域ネットワーク事業委託契約について、契約締結何書決裁と契約締結の日付が前後している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p>

<p>契約締結伺書の決裁日を誤って記入したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 契約締結伺書の決裁日を訂正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、より一層留意して財務規則に基づく事務処理を行うように課内で意思統一し、事務の遺漏がないよう努めます。</p>
--

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p> <p>ウ 学童保育所事業に用いる収納棚購入契約について、見積書と契約締結伺書の起案の日付が前後している。</p> <p>措置等の内容</p> <p>1 原因 契約締結伺書の起案日を誤って記入したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 当該事案の日付について、訂正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、より一層留意して財務規則に基づく事務処理を行うように課内で意思統一し、事務の遺漏がないよう努めます。</p>
--

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p> <p>エ 柳川市内学童保育所保安警備業務請負契約書について、別紙4「警備計画、警備対象物件及び細則」に市の担当責任者の職名、氏名、電話番号の記入がない。</p> <p>措置等の内容</p> <p>1 原因 記入漏れ等がないか確認のうえ、契約を行っていましたが、確認が不十分で記入欄の見落としにより記入漏れがあったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 当該事案に、市の担当責任者の職名、氏名、電話番号の追記を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、契約の際に記載漏れ等がないように複数でチェックを行い、適切な契約事務を行うよう努めます。</p>
--

29 柳健康第 452 号
平成 29 年 5 月 16 日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部健康づくり課)

平成 28 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 29 年 3 月 31 日付け、28 柳監査第 302 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 平成28年3月31日に起案された平成28年3月分妊婦健診委託料の支出負担行為決議書に、平成28年4月1日に配属された保健福祉部長が誤って押印している。
措置等の内容
<p>1 原因 年度末の起案により、前年度の文書について異動による新しい決裁権者の押印を受けていました。職員の決裁権者に対する認識及び確認の欠如が原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査の指摘を受け、直ちに平成28年3月分妊婦健康診査委託料の支出負担行為決議書に、正しい27年度の決裁権者の決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今回の指摘事項を職場内で共有し、今後は、支出負担行為決議書等の決裁を受けた後に再確認することを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 病床転換助成関係事務費拠出金について、社会保険診療報酬支払基金への支払い後に減額の変更決定通知があったため、減額分の返還請求をし、戻入しているが、支出負担行為の変更を行っていない。
措置等の内容
<p>1 原因 当該拠出金に18円の減額更正があったため、この額の返還請求を行い、戻入しましたが、支出負担行為額の変更を失念していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 現年度予算についての指摘であり、速やかに18円の支出負担行為額の変更を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 負担金等の支出額に変更があった時点で、支出負担行為額の変更をあわせて行うようにします。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
ウ 柳川市国民健康保険健康づくり助成事業について、下記のものが見受けられた。 ① 配布用タオルの助成に係る交付申請書及び実績報告書に、申請団体の名称及び代表者名の記載がなく、交付申請書については申請日の記載もない。

- ② 実績報告書に補助事業に係る収支報告書の添付がない。
- ③ 実績報告書に記載された助成対象経費と添付された領収証の金額が一致しない。
- ④ 実績報告書に添付された領収証に購入内容の記載がなく、何の領収証か確認できない。

措置等の内容

1 原因

① タオル申請書について

タオルの助成に係る申請書及び実績報告書については、以前より使用していた簡易的な申請書で受付を行っていた。

②～④ 実績報告書の添付書類及び内容について

提出書類及び内容の不備については、相手側への指導不足、また、当課の確認不足によるものです。

2 措置状況及び措置内容の概要

① 『措置済』

申請書及び実績報告書に団体名称及び代表者名の追記を行いました。

②～④ 『措置済』

収支報告書を提出してもらうとともに、対象の申請団体に確認し、実績報告書の訂正を行いました。

3 再発防止策の内容

① 申請書を団体名や代表者等を記載しなければならない様式に変更します。

②～④ 今後、実績報告書の確認を怠らず、不備等があれば申請団体への内容確認や書類の提出を徹底していきます。

指摘事項 (2) その他

ア 下記の医療証の印刷に当たり、柳川市公印規則第 10 条に規定される公印の印影の印刷についての決裁を受けていない。

- ・ こども医療証 (H28. 12. 1 契約分)
- ・ 障害者医療証 (65 歳未満一般、65 歳未満精神障害) (H28. 12. 13 契約分)

措置等の内容

1 原因

例年、医療証台紙の発注は年に 1 度行っていますが、平成 28 年度は 2 回に分けて発注を行いました。ここで、最初に発注した際は公印印刷の決裁を受けていたものの、2 回目の発注時に決裁を失念していたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

今回の指摘により、直ちに 2 回目分の公印印刷についての事後決裁を行いました。

3 再発防止策の内容

再発を避けるため使用している作業マニュアル等にその旨を追記し、例年と異なる発注の仕方をする際は、特に細心の注意を払うようにします。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課（保健福祉センター）

指摘事項（1） 契約事務
ア 下記の契約に当たり徴取した見積書について、徴取後、日付の修正を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・三橋総合保健福祉センター湯沸器設置 ・三橋総合保健福祉センター「トレーニングルーム」ランニングマシン購入
措置等の内容
<p>1 原因 見積書の日付や金額等の修正・訂正はできないため、新たに徴取することが基本であることを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 既に適正に契約履行し、支払いまで完了しているため、事後措置はしていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 適正な見積書徴取の周知徹底に努めます。</p>

指摘事項（1） 契約事務
<p>イ 下記の契約について、長期継続契約であるため市長決裁となるが、部長により決裁されている。また、②については総務部長の合議もない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 柳川総合保健福祉センター「水の郷」施設管理システム保守管理業務委託 ② 総合保健福祉センターAED(自動体外式除細動器)賃貸借 ③ 三橋総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機賃貸借 ④ 大和総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機賃貸借 ⑤ 柳川総合保健福祉センター「南風」高額紙幣対応券売機賃貸借 ⑥ 三橋総合保健福祉センターエレベーター保守点検業務委託 ⑦ 三橋総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機保守点検業務委託 ⑧ 大和総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機保守点検業務委託
措置等の内容
<p>1 原因 長期継続契約を締結する場合は事前に総務部長合議を受け、市長決裁を受けなければならないことを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後に総務部長合議並びに市長決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 長期継続契約に係る財務規則及び財政課通知の再確認並びに起案時の再点検を、周知徹底します。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ウ 下記について、長期継続契約を締結しているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削減による契約解除条項を付記していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川総合保健福祉センター「水の郷」施設管理システム保守管理業務委託 ・三橋総合保健福祉センターエレベーター保守点検業務委託 ・三橋総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機保守点検業務委託 ・大和総合保健福祉センター低額紙幣対応券売機保守点検業務委託
措置等の内容
<p>1 原因 長期継続契約を締結する場合、翌年度以降の予算が削減又は減額された場合の契約解除条項を付記しなければならないことを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 既に3年間の長期継続契約を締結しているため、事後措置はしていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 長期継続契約を締結する場合には、翌年度以降の予算が削減又は減額された場合の契約解除条項を付記すべきことを再確認し、適正な契約内容となるよう周知徹底します。</p>

29 柳人同第31号
平成29年4月19日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 末治 様

柳川市長 金子 健次
(保健福祉部人権・同和対策室)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年3月31日付け、28柳監査第302号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部人権・同和対策室

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
1 原因 通常公務遂行上旅行を必要とする場合は、旅行命令書に記入し、その都度命令権者の命令を受けるようにしておりますが、今回ご指摘いただいた分については、旅行命令書への記入洩れ及び確認洩れがあったようです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 今回ご指摘いただいた分については、ただちに旅行命令書に記入し、処理を行いました。
3 再発防止策の内容 今後は、旅行命令書への記入を徹底するとともに、担当係長や管理職による確認を徹底いたします。

柳川市監査委員告示第11号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成29年3月に実施した産業経済部（柳川ブランド推進室、商工振興課、農政課、水路課、水産振興課、観光課）、農業委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年6月30日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

29 柳商ブ第203号
平成29年5月24日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部商工・ブランド振興課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年4月28日付け、29柳監査第17号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部商工・ブランド振興課

(旧柳川ブランド推進室分)

<p>指摘事項 (1) 契約事務</p>
<p>ア ふるさと名物商品販売業務委託契約書において、受託者が受託業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託する場合は、予め市から書面による承諾を受けなければならないこととされている。しかしながら、受託者が委託料の6割を超える通信サイト改修業務を別の業者へ再委託したことについて、市の担当課ではこれを承知していたが、承諾書の作成を行っていない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 「全部又は大部分を一括して第三者に再委託する場合は、予め市から書面による承諾を受けなければならない」と契約書に明記していることは、承知しておりましたが、「大部分」を委託料の「ほとんどの部分」と解釈しており6割では、「大部分」に該当しないと判断しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 委託契約の「再委託」に関する認識や事務について、課内で意思統一を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 「大部分」の認識が異なっていたことから、今後委託契約を締結する場合は、「委託料の6割以上」など明確に記載し、承諾書を失念しないように再発防止に取り組みます。</p>

<p>指摘事項 (1) 契約事務</p>
<p>イ 下記の契約に係る予定価格の設定を行っていない。 また、②については、見積書の徴取も行っていない。 ① 博多大丸『水郷柳川物産展』に係る販売補助員派遣 ② 地域おこし協力隊員アパート撤去に伴う修繕</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 ①②については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び柳川市契約事務規則第21条に該当することから随意契約であり、見積先選定理由についても柳川市契約事務規則第23条第1項に該当することから予定価格の設定をする必要がないと誤って認識していました。 また、②の見積は徴取していますが、監査時に提出をしていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 予定価格の設定だけでなく、随意契約・見積先選定理由の条件など契約事務全般について、課内で意思統一を行いました。</p>

3 再発防止策の内容

随意契約締結時は、随意契約・見積先選定理由を記載し、予定価格の設定を行うよう徹底します。

指摘事項 (1) 契約事務

ウ 「共創」による地域産品の開発及び販売促進業務の委託に当たり、受託者に課す守秘義務の期間について、仕様書では「事業終了後もまた同様とする。」としているが、契約書では「契約が終了し、又は解除された後、2年間も、また同様とする。」としており異なっている。

措置等の内容

1 原因

契約締結時の確認ミスでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

守秘義務については、契約終了後2年までではなく、事業終了後も永遠に継続すべきであるため、仕様書にあわせて、双方合意の上、契約書の訂正を行いました。

3 再発防止策の内容

委託事業の内容と照らし合わせながら、守秘義務の必要性を考慮し、仕様書・契約書の作成を行うよう徹底します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部商工・ブランド振興課

(旧商工振興課分)

指摘事項 (1) 支出事務
<p>ア 柳川市未来のために頑張る商店街応援事業補助金について、「景品」は補助対象外経費とされているが、中島商店会への交付額の算定に当たり、「ガラポン景品代 100,000 円」を補助対象経費としている。</p> <p>また、沖端商店会への交付額の算定に当たり、集客のためにプレゼントした柳川おもてなしカード会「やなぼカード」のポイント代を補助対象経費としているが、これも景品に該当するため補助対象経費とすることはできない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>中島商店会については、商店会加盟店各店のおすすめの品を景品としており、商品の宣伝経費になると判断し、また、沖端商店会については、対象事業への参加者を増やすという観点で、事業を効果的に実施するための広告宣伝の経費であると判断し、広報費として認め事務処理を行っていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』</p> <p>当該事業については、既に事業が完了し、補助金も支払い済みであるため、当該経費を対象外として返還を命ずることは、商店会の運営も厳しいこともあり困難と判断したため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後、景品に該当すると思われるものは対象外経費とするよう指導を行います。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
<p>イ 柳川市商店街等空き店舗等対策事業補助金実施状況報告書について、添付された年間収支報告書等の内容に誤りがあるにもかかわらず、確認を怠りそのまま受領しているものがある。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>基本的には内容確認して修正があれば再提出を求めています。指摘の件は確認が不十分だったと思われます。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』</p> <p>当該案件については、補助対象期間が終了し、補助金も支払い済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>書類審査に当たっては細心の注意を払い事務処理に努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
<p>ウ 中島商店会から提出された商店街活性化対策事業補助金に係る補助事業実績報告書につい</p>

て、添付された成果報告書には一事業についての実績しか記載されておらず、これに係る経費は市の補助金交付額を下回っているが、修正等の指導を行わず、そのまま受領している。

措置等の内容

1 原因

当該補助金は、商店会に対する運営費補助として交付しており、実績報告書には主な事業について記載されていたため。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

広告宣伝費等その他の経費を含めると補助金交付額を上回っているため補助金返還等の措置は行っていません。

3 再発防止策の内容

書類の記載方法について適切な指導を行うとともに、書類審査に当たっては細心の注意を払い事務処理に努めます。

指摘事項 (1) 支出事務

エ 平成 28 年 1 月 22 日付けで実績報告書の提出があった柳川市中小企業等人材育成助成金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づく補助事業実績調査報告書（様式第 8 号）が作成されていない。

措置等の内容

1 原因

柳川市中小企業等人材育成事業助成金交付要綱に補助事業実績調査報告書についての記載がなかったため、作成が必要との認識がありませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

当該案件について、実績調査報告書の作成は行っていませんでしたが、報告書等の書類の内容については、調査確認を行っており適合すると認められるため。

3 再発防止策の内容

今後は、補助金等交付規則等の関係例規を遵守し、事務の適正な処理に努めます。

指摘事項 (1) 支出事務

オ 下記の書類について、受付処理及び供覧を行っていない。

- ・ 柳川市商店街等空き店舗等対策事業補助金交付申請書
- ・ 柳川市商店街等空き店舗等対策事業補助金実施状況報告書
- ・ 奨励金交付申請書（柳川市企業立地等促進条例に基づく雇用奨励金）
- ・ 補給金交付申請書（柳川市企業立地等促進条例に基づく利子補給金）
- ・ 柳川市中小企業融資保証料補給申請書
- ・ 柳川市物産展等出店支援事業認定申請書
- ・ 柳川市物産展等出店支援事業補助金交付申請書
- ・ 柳川市住宅リフォーム助成事業補助金工事完了報告書

措置等の内容

1 原因

全ての書類について、受付処理及び供覧を行う必要があるとの認識がありませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

当該案件については、事業が完了しており、補助金も支払い済みであるため。

3 再発防止策の内容

今後は、文書管理規程等を遵守し、受付処理及び供覧を行い、事務の適正な処理に努めます。

29 柳農政第328号
平成29年5月29日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部農政課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年4月28日付け、29柳監査第17号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 農政課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 旅行命令書について、命令権者による命令印がないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 旅行命令簿へ記入の際、決裁区分の認識と確認が不足していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 本来の決裁権者に事情を説明し、決裁を受けた。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令簿記入の際、決裁権者の決裁漏れとないように分かり易い目印等を付けて決裁を受けるようにし、職員の理解を深め決裁権者までの確認漏れを防ぐ。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 家畜用防疫薬剤の購入に係る契約締結伺書について、予定価格が 10 万円以上であるため部長決裁となるが、課長により決裁されている。
措置等の内容
<p>1 原因 予定価格に応じた決裁権者の区分の確認が不足していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 本来の決裁権者に事情を説明し、決裁を受けた。</p> <p>3 再発防止策の内容 市事務決裁規程による決裁区分について、職員の理解を深め決裁に係る事前事後の確認を周知する。</p>

指摘事項 (3) その他
ア 柳川市認定農業者連絡協議会会計について、次のものが見受けられた。 ・旅費や指導料を、本人の口頭申し出のみで配偶者の口座へ振り込んでいる。
措置等の内容
<p>1 原因 上記のとおり、本人からの口頭による申し出のみで、配偶者名義の口座へ振り込み処理をしていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置検討中』 既に配偶者名義の口座に振り込んでいることから、改めて、振込みが間違いなく行われて</p>

いるかを本人に確認し、併せて間違いない旨の書面提出を依頼する。

3 再発防止策の内容

今後、本人以外の名義口座に振込みが必要な場合は、事前に本人から口座情報を記した書面による申し出をしてもらい、本人の意思確認と口座間違い等の防止に努める。

29柳水路第138号
平成29年5月16日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部水路課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年4月28日付け、29柳監査第17号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部水路課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 矢部川水系陸閘門操作管理委託契約について、契約金額が 200 万円以上であるにもかかわらず、総務部長の合議を受けていない。
措置等の内容
<p>1 原因 財務規則の理解不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査委員の指摘後、直ちに総務部長の合議について追認をいただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則の周知を水路課職員に徹底し、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 他団体のバスに同乗し旅行する場合旅費雑費の支給はないが、旅費雑費 1,100 円が支給されている。
措置等の内容
<p>1 原因 人事秘書課長通知理解不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査委員の指摘後、直ちに戻入処理しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 人事秘書課長通知を水路課職員に徹底し再発防止に努めます。</p>

29柳水振第97号
平成29年5月17日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部水産振興課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年4月28日付け、29柳監査第17号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部水産振興課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員の宿泊を要する旅行の命令権者は副市長だが、課長により決裁されているものがある。
措置等の内容
1 原因 職員の宿泊を要する旅行に関し、命令権者が副市長であったにも関わらず、誤って課長による決裁としていたものがあった。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 再度、副市長に命令権者の押印を依頼し、決裁の訂正を行った。
3 再発防止策の内容 旅行命令（依頼）書の作成後は、担当、及びその後の各決裁者によるチェックを注視し、誤りのないよう再発防止に努める。

29 柳 観 光 第 6 1 号
平成 2 9 年 5 月 1 1 日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(産業経済部観光課)

平成 2 8 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 2 9 年 4 月 2 8 日付け、2 9 柳監査第 1 7 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部観光課

特別指摘事項 (1) 契約事務	
ア	スマートフォンを活用した観光案内システム開発業務委託契約について、スマートフォン専用のアプリケーションを開発した業者と平成 24 年度以降、単年度契約を締結しているが、平成 27 年度に発生した委託金額の残金を精算せず、市相手方双方合意の上、28 年度へ持ち越している。28 年度の実際の契約金額は、契約書に記載された契約金額に前年度の委託料の残金を加算した額であり、契約内容と実態が相違している。
措置等の内容	
1	原因 スマートフォン専用アプリケーションのコンテンツ作成を予定していましたが、平成 27 年度にはコンテンツ作成業務が必要とならなかったため残金が生じました。 本来ならば残金を精算すべきでしたが、平成 28 年度予算編成において、平成 27 年度に 70 万円の予算としていたものを 40 万円に減額せざるを得ない状況となり、情報更新、保守業務にも影響が考えられたため、残金を平成 28 年度へ持ち越し、サービスを維持するための費用に充てることで合意していました。
2	措置内容の概要 措置の状況『未措置』 平成 28 年度において、合意のとおりアプリケーションの情報更新作業、保守業務が行なわれており、返還の措置等が行えないため。
3	再発防止策の内容 残金については変更契約を行い、残金を精算すべきであったと反省しています。ご指摘を重く受け止め、適切な処理に努めます。

指摘事項 (1) 支出事務	
ア	職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行している。
措置等の内容	
1	原因 定期監査資料として旅行命令簿を提出していたため、返却後、記載を予定していたが忘れていたため。
2	措置内容の概要 措置の状況『未措置』 年度が変わった為。
3	再発防止策の内容 記載漏れがないよう、期間中の旅行命令簿を作成し適切な処理に努めます。

指摘事項 (1) 支出事務
イ 平成 28 年度白秋祭水上パレード補助金の交付決定について、財政課通知「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」に基づく、財政課合議がない。
措置等の内容
<p>1 原因 通知の熟知が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後であるが、財政課に説明し合議をいただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容 確認漏れがないよう、指摘に関する通知等を把握し、処理の際には再度の確認を行う等、適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
ウ 市営白秋観光駐車場満車灯 LED 基板交換に係る請書の締結について、契約金額が 10 万円を超えるため部長決裁となるが、課長により決裁されている。
措置等の内容
<p>1 原因 認識不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後であるが、部長に説明し決裁いただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容 確認漏れがないよう、処理の際には再度の確認を行う等、適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
エ 平成 27 年度に交付された下記の補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条の規定に基づく補助事業実績調査報告書（様式第 8 号）が作成されていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・BABY GO 11 事業補助金 ・柳川市観光協会補助金
措置等の内容
<p>1 原因 補助金等交付規則の熟知が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 実績調査を行い、補助事業実績調査報告書を作成いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 確認漏れがないよう、適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
オ 柳川市滞在型観光バスツアー助成事業について、参加人員が15名以上であることが補助金交付の一要因となっているが、事業実績に参加人員の記入がないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 実績報告の確認が不十分でありました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 受託者に正しい内容を確認し、正しい内容に修正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 確認漏れがないよう、適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
カ スマートフォンを活用した観光案内システム開発業務委託について、Wi-Fiを整備したことから通信料の支払いは不要であったが、解約手続きが遅れ、4月から6月まで3ヶ月分の通信料が発生している。
措置等の内容
<p>1 原因 沖端と西鉄柳川駅の観光案内所案内業務で使用していたタブレット端末は、通信料を支払い活用していました。 平成27年9月から柳川おもてなしフリーWi-Fi事業を開始し、平成27年10月沖端、平成28年3月西鉄柳川駅の観光案内所にWi-Fiを設置しました。 整備したWi-Fiでタブレット端末を利用すると料金が不要になることに気付くのが遅れ、速やかに手続きを行ないましたが、6月まで料金が発生していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 料金が発生したため通信料を支払っています。</p> <p>3 再発防止策の内容 設備導入に伴う影響などに注意を払い、不必要な料金が発生しないよう適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア 下記の契約について、仲裁権者による予定価格調書が作成されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山大藤まつり交通誘導警備業務委託 ・スマートフォンを活用した観光案内システム開発業務委託 ・Webカメラ画像表示のための柳川市公式サイト修正作業委託 ・西鉄福岡天神駅アドスクリーン広告提出業務委託 ・「オール柳川元気プロモーション事業」業務委託 ・柳川さげもんめぐり見所づくり業務委託

<ul style="list-style-type: none"> ・小規模休憩施設管理業務委託 ・市営観光駐車場整備保守業務委託 ・柳川千の物語ウェブマガジン製作業務委託 ・城掘環境整備業務・沖端水天宮周辺の柳の下枝剪定業務委託
措置等の内容
<p>1 原因 契約事務規則の認識不足が原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 事業を完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 改めて指摘に関する規則等を把握し、また、事前に確認を行う等、適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (3) その他
<p>ア 観光課に事務局を置く「柳川むつごろう会」の会計処理を地域おこし協力隊が行っているが、観光課の指導が徹底しておらず下記のような不適切な事務処理が見受けられた。この他事情聴取の際、会計書類の不備により未回答となっている事項がある。 整理でき次第別途報告されたい。</p> <p>① 班員の売店アルバイトの給与を班長がまとめて受領し、その後各班員に渡しているが、正当債権者への支払いを確認できる資料がない。</p> <p>② 仕入のため概算額を支出し残額を雑収入として受け入れているが、誤って7,080円多く受け入れている。</p> <p>③ 支出額と異なる額の領収書を受領している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>① 担当者の認識不足で、班長の責任の下に一括受領としていました。</p> <p>② 再確認し整理したところ適正に処理されていました。</p> <p>③ 受け取る際に確認を誤っていました。</p> <p>2 措置状況及び措置内容の概要</p> <p>① 『措置検討中』 班長より班員に対して受領印を依頼する予定です。</p> <p>② 『措置済』 出納簿を整理し、適正に処理されていることを確認しました。</p> <p>③ 『措置済』 請求書、出納簿の額は同じで、領収書の金額のみ1円違っていたため、支払先に確認し、領収書の記載ミスであることを確認しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 改めて指摘に関する内容を把握し、また、事前に確認を行う等、適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (3) その他
イ 観光課に事務局を置く「水郷柳川旅物語企画会議」にて、水郷柳川ゆるり旅公式ガイドブック及びおでかけ帖製作等の業務委託契約を締結している。その契約において受注者は契約締結と同時に契約保証金を支払う旨の記載をしているが、同会議は受領することを失念し支払いを受けていない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約保証金の受領を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 事業が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約時に契約項目について受注者と確認を行う等、適切な処理に努めます。</p>

29 柳農委第41号

平成29年5月12日

柳川市監査委員 松藤 博明 様

柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市農業委員会会長 新開 延孝

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成29年4月28日付け、29柳監査第17号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

農業委員会

指摘事項 (1) 契約事務	
ア 公益財団法人福岡県農業振興推進機構の業務の一部について、市と公益財団法人福岡県農業振興推進機構との間で業務委託契約を締結し、契約書において、係る業務については、地方自治法第180条の2の規定に基づく事務の委任により農業委員会が行うこととされている。このため市長決裁により契約を締結する必要があったが、農業委員会事務局長決裁としている。	
措置等の内容	
1 原因	農業委員会事務局長決裁の案件だと勘違いしていました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『未措置』	既に契約をしており事業も終了していますので未措置としました。
3 再発防止策の内容	今後は市長決裁により契約を締結します。

指摘事項 (1) 契約事務	
イ 農業委員会会議規則第13条において、「議事録には、会長が指名した2人の委員が署名押印しなければならない。」と規定されているが、毎月の農業委員会総会議事録に委員の署名がないものや、委員1名の署名しかないものがある。	
措置等の内容	
1 原因	総会の際に前総会の議事録への署名を求めています、確認が不十分でした。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』	未記入の議事録への委員による署名が行われました。
3 再発防止策の内容	議事録作成後は速やかに指名委員の署名を求め、確認を行います。

柳川市監査委員告示第12号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成29年4月に実施した議会事務局、消防本部、教育部（生涯学習課）、監査委員事務局の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年7月31日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 末治

29柳消総第22号
平成29年6月14日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市長 金子 健次
(消防本部総務課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年5月31日付け、29柳監査第39号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

消防本部

指摘事項 (1) 収入事務
ア 平成 29 年 2 月 16 日付けで交付決定を受けた平成 28 年度コミュニティ助成金(視聴覚資器材一式)に係る調定決議書の起案日が、助成金の送金日である平成 29 年 2 月 28 日となっている。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票をされたい。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>助成金の交付団体からの交付決定通知書写しがあり、その後に福岡県知事名で通知があったので、どちらの日付で起案すべきか判断に迷ったため、確定している送金日で起案していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』</p> <p>既に決裁終了しているため、未措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は財務規則等に則り処理を行いたいと思います。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行をしている。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>昨年も記載していましたが、旅行命令簿の記載については、他人任せにしている分があるため記載漏れがありました。管理職も含め自身の公用車による出張については必ず命令を受けて出張するという意識が薄いと思われます。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>事後ではありますが、旅行命令を行い、旅費の支払いを行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>運転日誌に旅行命令を受けたかどうかチェックする欄を追加し漏れがないようにします。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
イ 平成 28 年度に新正副分団長となった者の私印を公費により作成している。
措置等の内容
1 原因

公物と私物の認識不足により公費で購入することとなり、物品購入伺いを決裁する時点でもチェックができていませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

既に支払いが済んでいるため、未措置です。

3 再発防止策の内容

新分団長の認印については私物的物であり、必要時に持参していただくようにします。

なお、物品購入伺いを決裁する際も、公物と私物の認識を高めると共に不要な物品の購入をしないようチェックを徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務

ア 機材搬送車構造変更に伴う車検整備等の請書について、収入印紙（200 円）が貼付されていない。課税文書に該当するものについては、印紙税法の規定により受注者に収入印紙を貼付するよう指導されたい。（前年度指摘事項）

措置等の内容

1 原因

請書ということもあり、業者の押印確認のみで処理していました。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

業者に相談し、貼付、消印してもらいました。

3 再発防止策の内容

請書といえ契約書ですので、今後は印紙法に則り処理します。

指摘事項 (3) 契約事務

イ 平成 29 年柳川市消防出初式会場器具借上げに係る契約について、予定価格の設定が行われていない。

措置等の内容

1 原因

予算額を予定価格としていたため、予定価格調書の作成をしていませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

既に契約及び支払いが済んでいるため、未措置です。

3 再発防止策の内容

柳川市契約事務規則第 10 条の規定に基づき、起工時に予定価格調書を準備し、決裁権者より価格の設定をしていただき、見積状況調書にも記載することで予定価格の確認をします。

指摘事項 (3) 契約事務

ウ デジタル印刷機賃貸借契約に係る契約書の本文中において、参照する条名を誤記しているものがある。

措置等の内容	
1	原因 業者とも打合せを行い、何度か修正を行ったため、条項の削除等があり、その際参照する部分の記述を変更していなかったための誤記です。年度末の処理で大量の契約事務を行っていたため、担当者だけでなくその上司も見逃していました。
2	措置内容の概要 措置の状況『未措置』 平成28年度分については契約期間が終了しているため未措置です。
3	再発防止策の内容 契約内容を変更した契約書を作成の場合は細心の注意を持ってチェックします。また、担当者任せにせず、2重3重の再チェックを行います。

指摘事項 (3) 契約事務	
エ	平成28年度コピー機（東部出張所）のパフォーマンス契約書について、「(以下「甲」という)」の前に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。
措置等の内容	
1	原因 業者から受け取った契約書に「柳川市」と記載すべきところを、年度末の大量の契約事務のため、契約者名及び押印のみの処理を行い、失念していました。また、担当者任せにしていたことも原因と思われます。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 契約書の甲欄に記載を行いました。
3	再発防止策の内容 毎年の業務とは考えず、担当者任せにせず、2重3重の再チェックを行います。

29柳教生第811号
平成29年6月21日

柳川市監査委員 松藤 博明 様
柳川市監査委員 近藤 未治 様

柳川市教育委員会
教育長 日高 良
(生涯学習課)

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年5月31日付け、29柳監査第39号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部生涯学習課

指摘事項 (1) 収入事務	
ア	現金領収書について、下記のものがある。(前年度指摘事項) <ul style="list-style-type: none"> ・年度の記入がない。 ・連続番号の記入がない、又は番号を重複して付している。 ・未使用分に分任出納員の押印がある。 ・納入者住所や領収日の訂正に訂正印がない。
措置等の内容	
1	原因 年度や連続番号の記入がない、又は連続番号を重複して付していることに関しては、窓口において職員等の確認不足のため、記入漏れや番号の重複をしたものです。 納入者住所や領収日の訂正に訂正印がないことに関しては、窓口において職員等の確認不足のため、訂正印の押印漏れをしたものです。 未使用分の分任出納員の押印について、窓口の混雑を防止するため、事前に分納出納員の押印をしていました。
2	措置内容の概要 措置の状況『未措置』 既に領収書を発行していることから現状維持
3	再発防止策の内容 領収書発行時に記載事項の再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。

指摘事項 (1) 収入事務	
イ	生涯学習課が所管する施設の利用（使用）許可申請書及び使用料減免申請書並びに使用料について、次のものがある。(前年度指摘事項) <ul style="list-style-type: none"> ・使用料が減免されているが、減免申請書の添付がない。 ・申請日や利用施設名等、申請者が記入すべき事項に記入漏れがある。 ・市側で記入すべき減免区分や減免割合、使用料について、記入漏れや記入誤り、鉛筆による記入がある。 ・金額の訂正に修正テープを使用している。 ・使用料算出の際の、端数処理の手順が統一されていない。 ・減免対象ではない団体について、誤って使用料減免の適用をしている。 ・市民以外の者が利用する場合の使用料の算定を誤っている。
措置等の内容	
1	原因 <ul style="list-style-type: none"> ・三橋体育施設についてシルバー人材センター派遣者が減免団体一覧表などを確認せず、

<p>自己判断により減免団体との思い込みで処理していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用申請受付の際、職員等が条例・規則等の確認を怠っていたためです。 <p>2 措置内容の概要及び措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各体育施設事務担当及び三橋体育施設についてはシルバー人材センター派遣者に計算表や例を挙げ、再度指導いたしました。(措置済) ・各施設事務担当者に指導をしました。(措置済) ・使用料徴収に関しては、当該年度を経過しているため、現状維持(未措置) <p>3 再発防止策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免該当号数や減免割合、減免額、使用料等の記入もれがないようにいたします。 ・修正液、修正テープの使用禁止をシルバー人材センター派遣者に理解してもらいます。 ・各施設の規定に基づき使用料を算定し、計算表を確認いたします。 ・利用申請受付の際、職員等に条例・規則等の確認を徹底します。

<p>指摘事項 (1) 収入事務</p>
<p>ウ 柳川市学童農園むつごろうランドの使用料について、平成 27 年 8 月～平成 28 年 3 月分の調定及び収入処理の時期が、平成 28 年 5 月と遅れている。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>むつごろうランドの管理担当職員の長期休暇により事務処理が滞っていました。正確な調定及び収入処理を行うため、担当者の復職後、事務処理を実施しました。該当月分の使用料については、厳重に保管していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』</p> <p>今後、正確な調定及び収入処理を実施いたします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後、迅速かつ適切な事務処理に努めます。</p> <p>また、今回の件を受け、担当者の長期休暇等、不測の事態にも対応できるよう、事務改善の実施計画を作成します。</p>

<p>指摘事項 (2) 支出事務</p>
<p>ア 他団体が借上げたバスに同乗して旅行する場合、市から旅費雑費の支給はないが、子ども会が借上げたバスに同乗して旅行した職員に対し、旅費雑費 1,100 円が支給されている。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>旅行者が旅行命令書への旅費不要の記入及び決裁者による確認を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>旅費雑費については、返還の事務処理を実施しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

旅行命令手続きに係る事務処理について、事務規則を遵守し内容等の再確認を徹底します。
また、決裁処理の際は再度、相手方の文書にて旅行行程、日程等の確認を徹底いたします。

指摘事項 (2) 支出事務
イ 食糧費の支出予定額が1万円以上5万円未満のものについて、食糧費支出事前伺書は部長決裁となるが、課長決裁とされているものがある。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因 担当者が決裁区分を確認せず、前年度データを参考に決裁区分を課長にしておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 当該年度を経過しているため現状維持</p> <p>3 再発防止策の内容 事務決裁規程を確認し、規程に従い対処していきます。 再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ウ 下記補助金の交付決定について、財政課の合議のないものがある。 ・全国大会出場者補助金 ・柳川市青少年海外研修事業補助金
措置等の内容
<p>1 原因 担当者が、合議の必要性のあるものにも関わらず、財政課へ回すのを失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 当該年度を経過しているため現状維持</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則及び財政課長通知に基づき適切な事務処理を実施いたします。 再確認を行うよう職員等へ周知徹底を図ります。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
エ 柳川市青少年交流派遣事業(第31回福岡県南青少年の船)参加者への補助金について、参加者が負担する研修費の額を誤って認識していたことにより、補助対象者18人全員が同額の研修費を負担していたにもかかわらず、異なる額の補助金を交付している。
措置等の内容
<p>1 原因 担当者が適正な事務処理を行っていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p>

補助金の再計算を行ったところ、補助対象者 18 名のうち、2 名について補助金の過払金が判明しました。当該過払金については平成 29 年 5 月に該当者 2 名に通知し、既に返還済です。

3 再発防止策の内容

今後、適切な事務処理に努めます。なお、当該補助金については空路（年齢）、海路（学年）の利用の状況により同学年でも補助金額が異なる場合があるため、補助金申請書の様式等を含めて算定誤りが起きないように、様式の変更を行います。

指摘事項（2）支出事務

オ 全国大会出場者補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条に規定する補助事業実績調査報告書が作成されていない。

措置等の内容

1 原因

担当者が調査報告書の提出が必要であるにもかかわらず失念しておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

当該年度を経過しているため現状維持

3 再発防止策の内容

柳川市補助金等交付規則に基づく適正な事務処理を行っていきます。

指摘事項（3）契約事務

ア 下記の単価契約の締結に係る決裁について、年間予定総額は 10 万円を超えるため部長決裁となるが、課長により決裁されている。

- ・平成 28 年度むつごろうランド各施設の管理業務に係る委託契約
- ・平成 28 年度公民館施設の屋外清掃等に係る委託契約
- ・平成 28 年度コピー機パフォーマンス契約（柳河、城内、東宮永、矢留公民館）
- ・平成 28 年度コピー機パフォーマンス契約（両開公民館）
- ・平成 28 年度コピー機パフォーマンス契約（垂見公民館）

措置等の内容

1 原因

担当職員が事務決裁規程の確認不足により、課長決裁としていました。また、上司も確認不足により、間違いに気づきませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

当該年度を経過しているため現状維持

3 再発防止策の内容

事務決裁規程に基づき適切な事務処理に努めます。また、担当職員だけでなく、上司も事務処理の再確認を徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
イ 第 45 回柳川流し雛祭における舟賃貸借契約について、予定価格が 10 万円を超えているが、予定価格の設定及び契約締結に係る決裁が課長により行われている。
措置等の内容
<p>1 原因 担当者が舟の賃貸借契約を起案する際、決裁区分を確認せず、思い込みにより決裁区分を課長としていたもので、上司もきちんとチェックしていなかったため、誤った決裁区分のまま決裁していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未処置』 当業務の契約期間が既に終了しており、現段階で見積り依頼などの契約手続きに係る変更は不可能なので現状維持とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市事務決裁規程の規定について関係職員への周知徹底を図り、今後、起案する際の対策として、担当者や係員だけでなく、決裁ルート上の上司についても誤り等がないか二重にチェックするなど、適正な事務処理を行っていきます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ウ 藤吉コミュニティセンターの建設に伴う下記備品の購入に当たり、予定価格が 10 万円を超えているが、1 者見積りによる随意契約としている。 ・オープンレンジ他 9 点（電気製品）（予定価格：297,712 円） ・音響設備（予定価格：648,000 円）
措置等の内容
<p>1 原因 担当職員が契約事務規則の確認不足により 1 者見積りによる随意契約としていました。また、上司も確認不足により、間違いに気づきませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』 当該年度を経過しているため現状維持</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則に基づき、適切な事務処理に努めます。また、担当職員だけでなく、上司も事務処理の再確認を徹底します。</p>